

●踏切道改良促進法等の一部を改正する法律

<日切れ扱い、予算関連法>

交通の安全の確保とその円滑化を図るため、踏切道改良促進法の指定期限を5年間延長するほか、地域と連携した幅広い踏切道の対策を促進するための措置を講じるとともに、民間による維持管理・利便性向上を促進するための道路協力団体制度の創設、道路上の不法占用物件に係る対策の強化等の所要の措置を講ずる。

①踏切道改良促進法の一部改正

◆依然として多い踏切事故・渋滞

法施行(S36年)後50年で、
・踏切数半減(約7万→約3.4万)
・遮断機の無い踏切も約1割まで減少

- 踏切事故は約1日に1件、約4日に1人死亡
※踏切事故件数248件、
死亡者数92人(H26年度)
死亡者に占める歩行者の割合:約8割/
(うち65歳以上の高齢者:約4割)
- 開かずの踏切は約600箇所存在する一方、立体交差化等の抜本対策には長期間が必要
※開かずの踏切の事故件数は他の踏切の約4倍
- 現行法に基づく踏切改良の方法は、
 - ・ 立体交差化
 - ・ 構造の改良
 - ・ 保安設備の整備 等に限定
- 鉄道事業者・道路管理者以外の地域の関係者と連携した取組が必要



②道路法の一部改正

◆道路の安全確保、利便性向上の必要性

- 民間団体等の活動と連携して道路の管理の一層の充実を図る必要
- 民間団体等によるスムーズな活動環境を整える必要
- 看板等による点字ブロックの遮断、強風に煽られたのぼり旗による交通への危険等が存在



◆改正概要

○改良すべき踏切道の指定期限を5年間延長 (H28~32年度)

※課題のある踏切は、改良の方法が合意されていなくとも指定する仕組みに改正。

○踏切道の改良方法の拡充

➡ 従前の対策に加え、当面の対策(カラー舗装等)や踏切周辺対策(駅周辺の駐輪場整備やバリアフリー化等による踏切横断交通量の低減)等を位置づけ、ソフト・ハード両面からできる対策を総動員

○改良方法を検討するための協議会制度の創設

➡ 地域の関係者と連携し、地域の実情に応じた対策を検討

※保安設備整備に係る補助制度の拡充により、高齢者等の歩行者事故対策を強化。
また、連続立体交差化を無利子貸付で支援(継続)。

改正法に基づき、課題のある踏切を指定※し、H32年度までに下記の達成を目指す。

※少なくとも1,000箇所以上を指定。

・踏切事故件数:約1割削減

(H26年度 248件 → H32年度 約220件)

・踏切遮断による損失時間:約5%削減

(H25年度 約123万人・時/日 → H32年度 約117万人・時/日)

◆改正概要

○道路協力団体制度の創設

➡ 清掃や道路の陥没等の異常発見等、民間団体等による道路管理の充実、道路の利便増進等
(占用許可等の手続を簡素化)



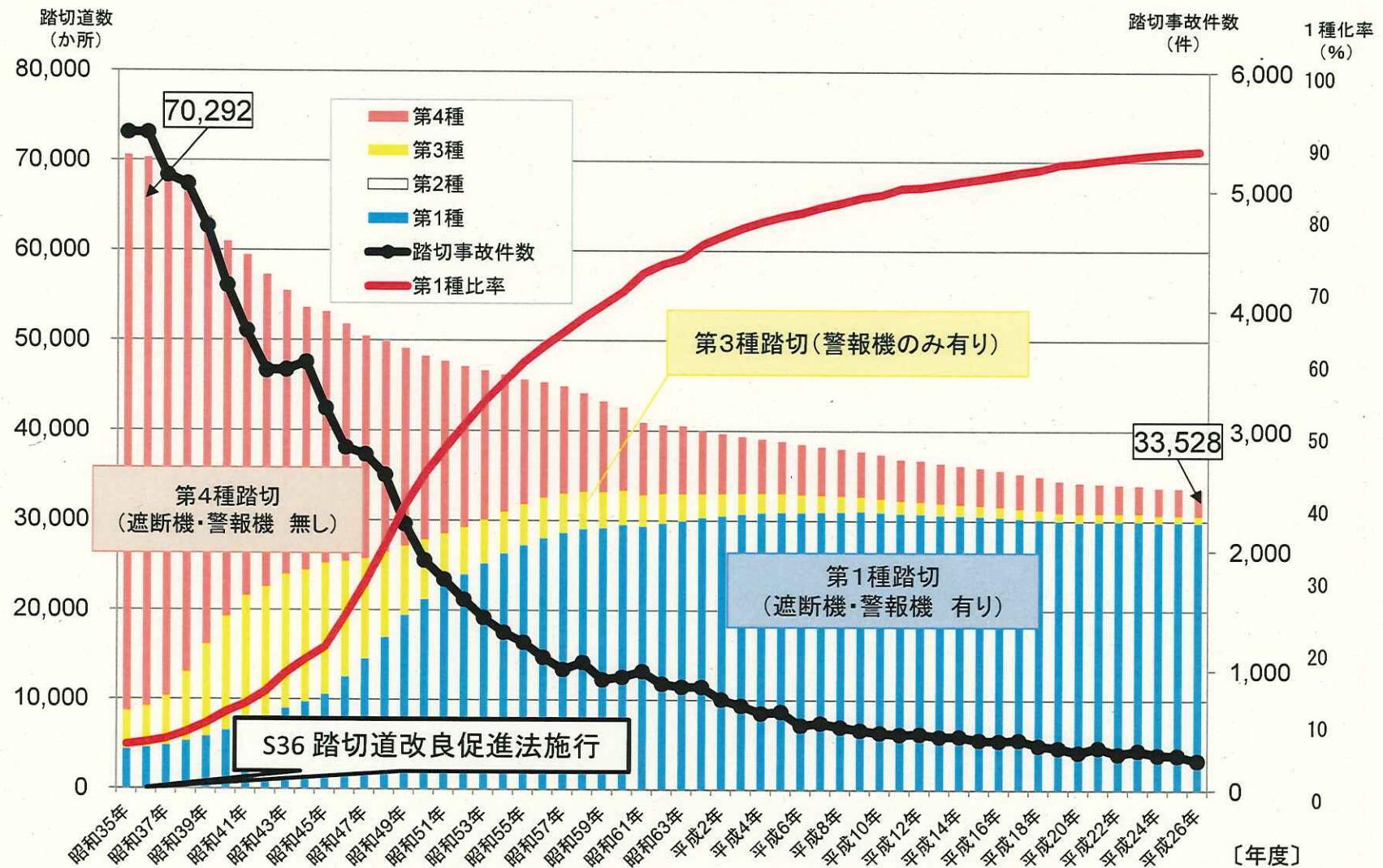
○不法占用物件に係る対策の強化

➡ 道路管理者が、車両からの落下物等だけでなく、交通に危険を及ぼす不法に設置された看板等を除去可能に

踏切道、歩道等を含めた道路及び鉄道の安全性の向上、交通の円滑化

踏切道数・踏切事故件数等の推移

- 踏切道改良促進法施行(S36年)後50年で、踏切数半減、遮断機のない踏切も約1割まで減少。
- 今後は、課題のある踏切の改良を加速化していくことが必要。



踏切道の改良促進スキームの改正

課題 I 国土交通大臣が改良の方法を定めなければ
改良すべき踏切道を指定できない。法定対策
は限定されているほか、当面の対策等の位置
付けなし。

課題 II 改良について地域一体で協議する場がない。

→ 改善 I

対策の必要性が高いものについて、国土交通大臣が改良の方法を定めずに指定を行い、当事者及び関係者が改良方法を検討。当面の対策や踏切周辺対策等の関連事業も法律に位置付け、期限を設けて計画的に対策を推進。

地域関係者等との協議会を通じてプロセスの見える化を推進。

旧法スキーム

法指定踏切

箇所
改良方法
〔大臣指定〕

改良の方法を定めて指定

I -① 改良の方法を定めず指定

<改良の方法>
※法律に規定
①立体交差化
②構造の改良
③歩行者立体
④保安設備の整備

課題：道路管理者と
鉄道事業者が改良
の方法を合意でき
なければ指定でき
ないのが実態

大臣勧告等

保安設備整備への補助の拡充
(高齢者等の歩行者事故対策の強化)
連続立体交差化に係る無利子貸付(継続)

平成27年度まで又は計画期間内の
改良の実施(義務)

改正法スキーム

法指定踏切

箇所
〔大臣指定〕

改良の方法を定めず指定

II 協議会制度
の創設

改良の方法を決定

I -② 幅広い
対策を取り込み

改良方法
〔当事者で
決定〕

大臣勧告等

踏切道改良計画
<改良の方法>
①立体交差化
②構造の改良
③歩行者立体
④保安設備の整備 等

<一体対策>
+
⑤当面の対策(カラー舗装等)
⑥踏切周辺対策(駅周辺の駐輪場整備やバリアフリー化等による踏切横断
交通量の低減)

期限内の対策を
義務付け

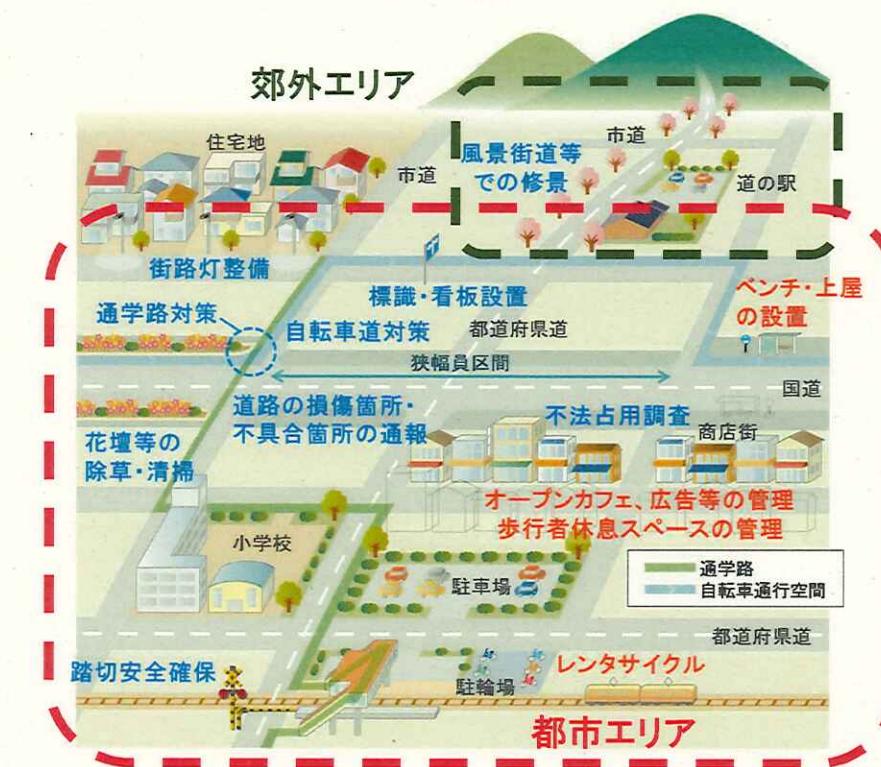
平成32年度まで又は計画期間内の
改良の実施(義務)

道路協力団体制度の創設

- 民間団体等との連携による道路の管理の一層の充実を図るため、道路協力団体制度を創設。
- 道路協力団体が道路の魅力向上のための活動で得た収益により道路管理活動を併せて充実させることも可能。
- 地区単位の道路の使い方や課題の検討・解消に向け、複数の道路管理者等による協議会に参画し、道路の利用者目線での活動を期待。



【道路空間の活用イメージ】



※スムーズな活動環境整備のため、道路工事・占用に係る行政手続を円滑・柔軟化